



③ 地方税法施行規則附則第7条第14項に規定する証明書

(建築士等が発行する増改築等工事証明書)

- ・ 当該耐震改修後の家屋が地方税法施行令附則第12条第19項に掲げる基準に適合する旨を証する書類です。様式は国土交通省のウェブサイトから入手できます。

《減額の適用について》

改修をした家屋の固定資産税（当該額が当該耐震改修に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額の100分の5に相当する額を超える場合にあっては、当該100分の5に相当する額。）の2分の1の額です。減額の適用は工事完了年の翌年度からになります。

※ 都市計画税は減額されません。

※ 2年度分が減額となります。詳しくはお問い合わせください。

※ この申告書は、地方税法附則第15条の10第1項の規定の適用を受けようとする人から、同条第2項の規定により耐震改修が完了した日から3か月以内に提出いただくものです。

○ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

〒584-8511 富田林市常盤町1-1

富田林市 総務部 課税課 資産税係

電話. 0721-25-1000 内線 113～116 FAX. 0721-20-2012